

第1節

地震、津波に関する情報の収集及び伝達

関係各部

1 地震、津波に関する情報の収集

市及び関係機関は、地震及び津波に関する情報を迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(1) 地震動警報・予報（緊急地震速報）

- ア 地震動警報（緊急地震速報（警報）、緊急地震速報）
- イ ※地震動予報（緊急地震速報（予報））

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に公表されるものではない。

(2) 地震情報

- ア 震度速報
- イ 震源・震度に関する情報
- ウ 各地の震度に関する情報
- エ 推計震度分布図

(3) 津波警報・注意報（5区分）

分類	発表基準	数値表現
大津波警報 （特別警報）	10 m < 予想高さ	10 m 超
	5 m < 予想高さ ≤ 10 m	10 m
	3 m < 予想高さ ≤ 5 m	5 m
津波警報	1 m < 予想高さ ≤ 3 m	3 m
津波注意報	0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m

(4) 津波情報

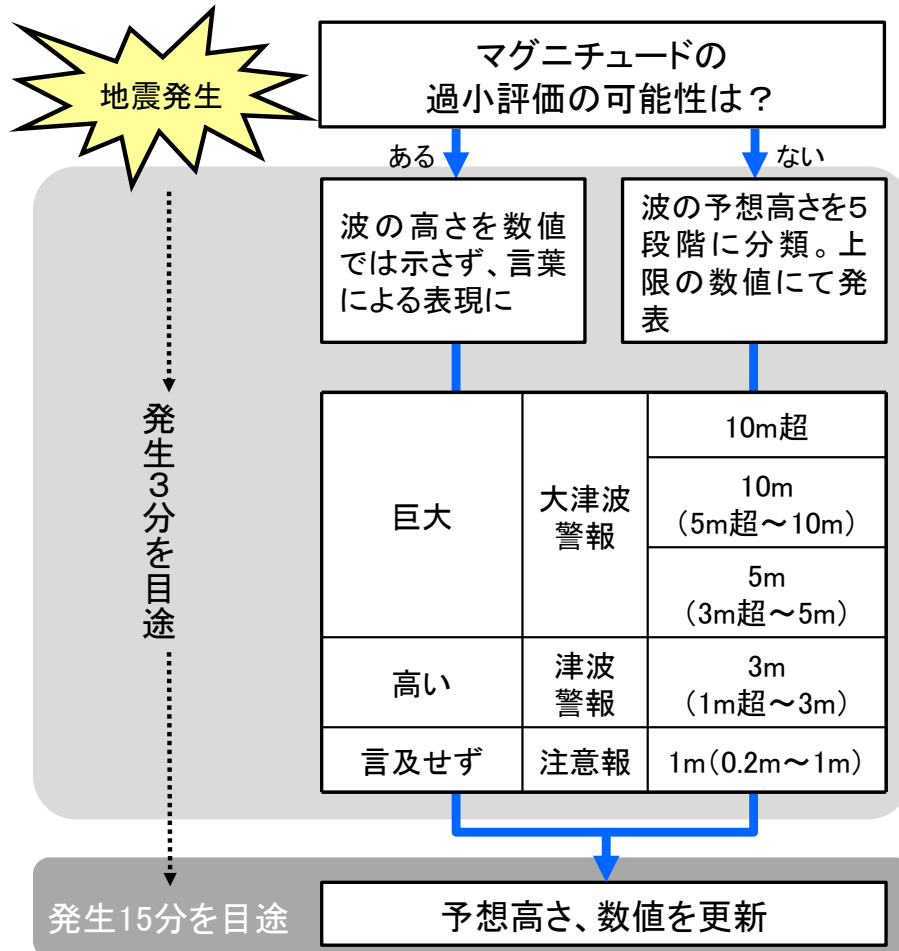
- ア 津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻、津波到達予想時刻に関する情報
- ウ 津波観測に関する情報

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。

- ア 津波が予想されない場合、津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
- イ 0.2m未満の海面変動が予想される場合特段の防災対応の必要がない旨を発表
- ウ 津波注意報解除後も海面変動が継続する場合、海の付近での活動に十分な留意が必要である旨を発表

津波注意・警報の発令基準



※日本近海で発生する一部の地震については最速2分以内を目標に発表

※津波の高さは地震の規模から推定されるが、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、地震規模を3分程度で正確に算出することは困難である。そのため、マグニチュードが過小評価されていないか判定し、過小評価と判定された場合は、津波の高さを定性的表現で発表

※地震規模を過小評価と判定した場合は、津波の高さを定性的表現で発表

2 地震、津波に関する情報の伝達

(1) 地震に関する情報の伝達

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、関係各部は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起する。その際、要配慮者への呼びかけに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し、呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難に関する情報の提供を行う等、市民への周知に努める。

また、気象庁が提供する緊急地震速報を活用した防災対策を推進し、地震による被害の軽

減を図る。

(緊急地震速報を見聞きしたときの行動)

緊急地震速報を見聞きしたときの行動として、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

ア 家庭

- ・頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・無理に火を消そうとしない。

イ 人が大勢いる施設

- ・施設の係員の指示に従う。
- ・落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。

ウ 自動車運転中

- ・あわててスピードを落とさない。
- ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
- ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。
- ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

エ 鉄道やバスなどに乗車中

- ・つり皮や手すりにしっかりつかまる。

オ エレベーター内

- ・最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

カ 屋外にいるとき

A 街中

- ・ブロック塀の倒壊等に注意する。
- ・看板や割れたガラスの落下に注意する。
- ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

B 山やがけ付近

- ・落石やがけ崩れに注意する。

(2) 津波に関する情報の伝達

ア 海面の監視

津波注意報、津波警報が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、消防部及び消防団は、高台等津波の危険性のない場所において海面の状態を監視する。

イ 多様な手段による情報の伝達

津波注意報、津波警報が発表された場合又は海面の監視で異常を覚知した場合、市は関

係機関の協力を得ながら、広報車、同報系無線等を通じて危険地域の住民等に対して高台等安全な場所への避難を呼びかける。

なお、津波注意報、津波警報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市及び関係機関は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用し、情報の伝達手段の多重化、多様化を図る。

(3) 水防法に基づく津波に係る水防警報（資料9-1 水防警報の発令）

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

知事は、国土交通大臣が指定した河川・海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川・海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

(4) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

（資料9-8 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報）

ア 緊急調査

国又は県は、地震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊など重大な土砂災害の急迫した危険がある場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行う。

イ 土砂災害緊急情報の通知及び周知

国又は県は、市町村長の避難指示等の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市町村長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じる。

県及び市は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

第2節 動員配備

関係各部

地震が発生した場合、直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 市の配備基準

種別	配備基準	配備体制
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度3の地震が発生したとき。 	総務課 財政課 地域協働課 建設課 農林水産課 都市計画課 商工観光課 社会福祉課 こども課 教育総務課 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 水道課 下水道課 消防署 □ 消防署の配備体制とおり <p style="text-align: right;">} 各課長</p> <p>主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p>
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生したとき。 津波注意報が発表されたとき 市長が必要と認めたとき。 	企画総務部長 産業建設部長 総務課 財政課 地域協働課 建設課 農林水産課 都市計画課 商工観光課 社会福祉課 こども課 教育総務課 生涯学習・スポーツ課 学校教育課 水道課 下水道課 消防署 □ 消防署の配備体制とおり <p style="text-align: right;">} 各課長 及び 課員若干名</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</p>
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上の地震が発生したとき。 津波警報、大津波警報が発表されたとき。 大規模な被害が発生したとき。 市長が必要と認めたとき。 	災害対策本部各部の全職員を配置し、職員全体をもって応急対策を実施する体制 (災害対策本部設置)

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

2 参集基準

- (1) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (2) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (3) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (4) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。
- (5) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整

(1) 本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

(3) 応援要請

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

第3節 災害対策本部の設置

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

組 織	設 置 基 準
災害対策本部	(1) 震度5弱以上の地震を観測したとき（自動設置）。 (2) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

①副市長 ②企画総務部長

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎第1会議室に設置し、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎第2会議室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、支障をきたさない公共施設等を代替施設として使用する。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は自家発電装置の作動等応急措置を施す。自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておく。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(6) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（防災・危機管理課）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 地震災害発生時における応急活動の流れ

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

- ・被災情報の収集
- ・初期消火、消火活動
- ・危険な建物・場所からの避難
- ・建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）
- ・避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）
- ・職員の緊急参集
- ・災害対策本部の設置
- ・自衛隊等の出動準備要請
- ・通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

- ・被災情報の収集
- ・県・協定市等への応援要請
- ・自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請
- ・避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- ・緊急道路の啓開
- ・交通規制の実施
- ・救護所の設置
- ・公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- ・魚津市災害救援ボランティア本部の設置
- ・ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ・被災情報の収集
- ・災害救助法の適用
- ・通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- ・避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握
- ・市の被害状況の把握
- ・被災地外からの医療救護班の受入れ
- ・輸送用車両の確保

(4) 第4段階

- ・被災情報の収集
- ・各種施設の被災状況の把握
- ・避難所等への仮設トイレの設置
- ・避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸送
- ・避難所での避難行動要支援者の状況把握

(5) 第5段階

- ・避難所外避難者の状況把握
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・被災宅地危険度判定
- ・ボランティアの受入れ
- ・義援金の受付

第4節 被害情報の収集及び伝達

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整えるよう努める。

1 被害情報の収集及び報告

災害に対する指示、連絡、報告、要請等の受付にあたった各部の班員は、その内容等が特に軽易な場合を除き、災害情報記録票（様式1）により記録し、各部の被害報告の取りまとめ班長に報告する。

各部の被害報告の取りまとめ班長は、災害が発生したときから部の被害状況を直ちに調査し、被害状況に変化のある都度、部関係被害状況（概況・確定）報告書（様式2）により速やかに各部の部長に報告する。

各部の部長は、収集した災害に関する情報及び各班において措置した応急対策について、速やかに企画総務部総務班（防災担当）長に報告する。

2 災害概況即報

災害が発生した場合、市は、以下により概括的な被害程度を把握する。把握した情報の第1報を災害概況即報（様式3「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式 第4号様式（その1））として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に30分を目途に報告する。

(1) 報告時の留意事項

- ア 被害の発生地域・地点（火災、がけ崩れ、生き埋め等）
- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難勧告・指示（緊急）、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

3 被害概況即報

概括的な被害程度の把握の後、具体的な被害状況の把握に努める。把握した情報を被害概況即報（様式3「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式 第4号様式（その2））として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時報告する。

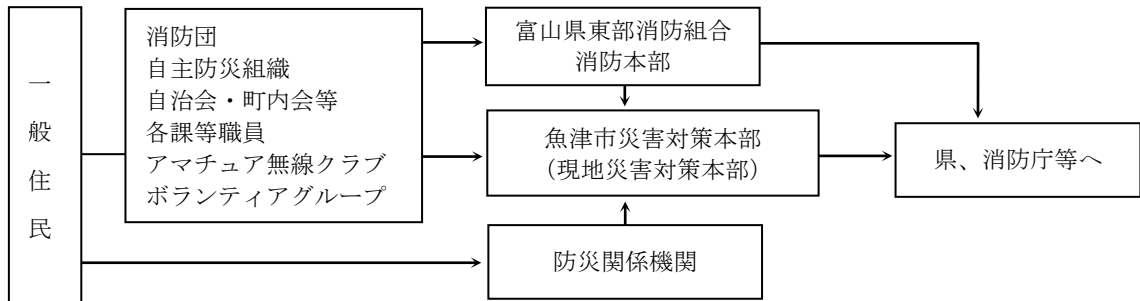
(1) 報告時の留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定にあたっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

(2) 災害確定報告

応急対策が終了した後、原則として10日以内に県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

4 被害情報の収集・伝達系統



5 収集手段

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、市は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

(1) 地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、郵便局等及びボランティアグループやアマチュア無線クラブ等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るよう努める。

(2) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) 防災関係機関からの情報収集

警察への110番や消防の119番通報のほか、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を収集する。

(4) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあつては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。また、今後の災害救助活動に重要な市外への幹線道路（国県主要道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

(5) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部の航空機等により、上空からの被害状況を収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(8) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

6 伝達手段

市は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

第5節 通信の確保

企画総務部 消防部

災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急活動に大きな支障が生じるため、市及び各防災関係機関は、この復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じる。

1 災害時の通信連絡

市は、災害に関する予報、警報並びに被害状況の収集及び伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として、魚津市防災行政無線（固定系／移動系）、富山県総合防災情報システム、*地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話、公衆通信回線（一般加入電話／災害時優先電話）で行う。

2 *非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助や災害の救援のため必要と認めるときは、非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急な危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ実施する。

3 他機関の通信設備の有線利用等

災害に関する通知、要請、伝達等災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係法令の規定により、市長は消防通信設備、警察通信設備、電気通信設備の通信設備を使用することができる。（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、消防組織法第41条等）

*地域衛星通信ネットワーク 東経162度の赤道上空約3万6千kmを飛行する「スーパーバードB2号機」という静止衛星を介して、地方公共団体間の音声やデータあるいは映像の送受信を行う通信システムのこと。通信衛星を利用するため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易で災害に強いという特性がある。なお、富山県高度情報通信ネットワークは、このネットワークに加入しており、災害時はもとより平常時においても有効利用できるよう構成されており、県と市町村等を結ぶ通信手段として利用している。

*非常通信 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

4 自衛隊の通信支援

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。（本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」）

5 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用（全国共通波 466.775MHz）

被害状況や応援要請等を県、防災関係機関に伝送する手段として、全国共通周波数を用いる防災相互通信用無線を活用する。

(2) 移動式通信設備の使用

緊急時や災害復旧活動における通信手段として、携帯電話等を有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

被災情報、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等について、アマチュア無線クラブ等の協力を得る。

6 公衆通信事業者への応援要請

NTT西日本富山支店等に対し災害対策本部の緊急連絡電話として、衛星携帯電話の設置を依頼する。また、大規模な避難所への無料特設公衆電話の設置も併せて依頼する。

7 すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信、無線通信が途絶した場合は、使送により情報の収集・伝達を行う。

8 応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

第6節 消防活動

消防部

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 消防活動

(1) 消防本部における消防活動

消防本部において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市長は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市長は、※緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県知事に出動を要請する。

ウ 市長は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県知事政策局長に出動を要請する。

2 市民、自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

大規模な地震時には、同時多発火災、道路の損壊及び土砂災害等の多くの災害の同時発生が予想され、消防の総力をもってしても全災害に対処することは非常に困難と考えられる。

したがって、効果的な消防活動を行うため、市民、自治会・町内会、自主防災組織及び事業所においては、次の活動に努める。

(1) 市民

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求め、消防機関へ通報を行う。

※緊急消防援助隊 大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

(2) 町内会・自治会、自主防災組織

- ア 災害発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- エ 多数の市民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、出火防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気使用の禁止、プロパンガスや石油類等の供給元の遮断確認、流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消防用設備等を用いて一気に消火し、延焼防止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物に引火するなどして火災になり、拡大すると判断された場合は、付近の市民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第7節 広報

関係各部

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用の混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。市は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

1 広報活動

(1) 広報における留意事項

- ア 災害で通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障害者にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、コミュニティFM放送等を通じての外国語放送に努める。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう努める。
- オ 自主防災組織、自治会・町内会、地域住民等は、地域における避難行動要支援者への災害に関する情報伝達に努める。

(2) 市の広報内容

市は、地域における第一義的な広報機関として、県、警察署、消防署、医療機関その他現地機関との連絡調整を行い、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

ア 広報内容

A 地震発生直後（概ね3～4時間以内）

- ・地震発生情報の伝達（震源・規模・震度等）、被災状況速報の発表

B 応急対策初動期（概ね2日以内）

- ・避難の指示・勧告、避難所の指定
- ・食糧・医療・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- ・住民の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- ・住民の安否確認
- ・避難所の開設情報
- ・自主防災組織、自治会・町内会等への依頼事項
- ・テレビ・ラジオを通じ被災状況とその対応について説明し、地域住民の協力を要請（市長・知事）
- ・生活関連情報、その他必要事項

C 応急対策本格稼働期（概ね3日目以降）

- ・消毒、衛生、医療救護
- ・小・中学校の授業再開予定
- ・仮設住宅の建設計画の策定
- ・住宅応急修理制度の実施（半壊認定住宅）

D 復旧対策期

- ・被害規模・金額の発表
- ・復旧状況及び見込報告（ライフライン、交通、公共土木施設等）
- ・復興方針説明（知事・市長）
- ・り災（被災）証明の発行
- ・生活再建資金の貸付
- ・災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- ・その他生活再建に関する情報

イ 広報手段

- A 市民相談所（総合案内所を含む。）の開設
- B ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティFM、報道機関を通じての広報
- C 防災無線（同報系）、広報車、ハンドマイクによる広報
- D 広報紙、チラシの掲示・配布
- E 避難所への職員の派遣
- F ボランティアによる外国人等への広報活動
- G ヘリコプターによる上空からの広報

2 報道機関に対する情報提供、資料提供

(1) 報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、情報広報班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。

ア 本部室、各部班、関係機関は、情報をとりまとめ、情報広報班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、プレスルームの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。

イ 関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。

ウ 情報広報班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に情報提供、資料提供を行う。その際、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人等にも可能な限り配慮する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、情報広報班を窓口にして対応する。

3 記録を目的とする取材活動

市は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残す。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第8節 災害時の放送

企画総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供する。

1 災害時における放送（全県波放送局）

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、県知事を通じて依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社

2 災害時における放送（市内外コミュニティ放送局）

市は、必要があると認められる場合は、株式会社新川インフォメーションセンターと協力し、あらかじめ締結している「魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定」（資料11-19 魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定）に定めた手続きにより、ケーブルテレビで緊急割込放送及び災害緊急放送を行う。また、必要に応じて株式会社新川コミュニティ放送へラジオ放送の協力を求める。

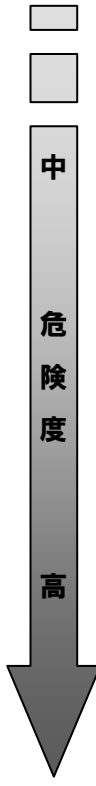
第9節 避難準備・高齢者等避難開始
 避難勧告
 避難指示（緊急）

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難指示（緊急）又は避難勧告を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。誘導にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難を優先して行う。

1 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令と行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、「避難指示（緊急）」「避難勧告」「避難準備・高齢者等避難開始」の3段階（以下、総称して「避難指示等」とする。）で発令する。発令時の状況及び市民に求められる行動は次のとおりである。

	発令時の状況	行動
 <p>中 危険度 高</p> <p>避難準備 ・ 高齢者等 避難開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難指示（緊急）、避難勧告を発令することが予想される状況 ◆避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始） ◆上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
<p>避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆通常の避難行動ができる者は、近くの避難所等への避難行動を開始
<p>避難指示 （緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆前兆現象の発生や切迫した状況から人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ◆堤防の隣接地帯、地域の特性等から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ◆人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了 ◆未だ避難していないものは、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、近くの避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 発令基準

避難指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

なお、避難指示等において必要となる判断基準や伝達マニュアルの事前作成に努める。

(1) 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
(2) 警報等が発令され、津波、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき (資料9-3 洪水時における避難指示等の発令基準、9-6 津波災害における避難指示等の発令基準、9-7 高波・高潮災害における避難指示等の発令基準)。
(3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
(4) 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき (資料9-10 土砂災害における避難指示等の発令基準)。
(5) 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
(6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断される時。
(7) その他、災害の状況により、市長が認める時。

3 避難指示等の実施責任者

避難指示等の実施責任者は、次のとおりである。

なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておく。

避難指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。本部室は、勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告を行う。また、避難指示等に関する意思決定にあたり、必要に応じ、県に助言を求める。

	実施責任者	措置	基準
高齢者等避難開始・避難準備	市長	避難行動要支援者へ避難行動の開始を求める	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避難勧告	市長 〔又は知事〕 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 〔知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕

	実施責任者	措置	基準
避難指示（緊急）	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長 〔又は知事〕 (災害対策基本法第60条)	立退き 及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。〕
	警察官 〔災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 海上保安官〕	立退き及び立ち退き先の指示 警告 避難の指示	○市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 ○市長から要請があったとき。 ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

市長が不在等の非常時には、避難指示等の発令の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------|
| ① 副市長 | ② 企画総務部長 |
|-------|----------|

4 避難指示等の内容及び市民への広報・伝達

本部室は、避難指示等について、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示等の理由
- (4) その他避難時の注意事項等

避難指示等の方法は、要避難対象地域の市民に対し、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM、ホームページ等による広報及び広報車、同報無線等により伝達を行うとともに、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等と協力し、組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行う。

5 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物の除去等
- (4) 市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

6 避難誘導

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会及び事業所等は、避難指示等があった場合、集団避難方式により段階的に避難所への避難を実施するよう努める。
- (2) 避難指示等が、うまく伝わらない状況下においては、住民はラジオ等の震災報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難所等へ避難する。
- (3) 最寄りのグラウンド、公園等へ避難した住民は、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等と協力し、地域住民の安否確認を出来る範囲で行い、連絡の取れない住民の把握に努める。また、当該避難所に危険が迫った場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所に避難する。
- (4) 高齢者・乳幼児・障害者・疾病者・妊婦等の要配慮者は、自力で避難することが困難なため、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等の補助により、優先的に避難させる。
- (5) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、

自主防災組織、自治会・町内会等の協力により避難路上にある障害物の排除、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。

- (6) 市は、観光客等の一時滞在者の避難誘導について、警察、消防、施設管理者等の協力を得て行う。

7 津波に関する避難指示等及び誘導

(1) 避難指示等

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに避難指示（緊急）又は避難勧告を行う。（資料9-6 津波災害における避難指示等の発令基準）

避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用し、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図る。

(2) 避難誘導

市は、避難指示等をした場合は、警察・消防等との連携協力により、避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

ただし、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化を図る。

8 津波からの避難

(1) 基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

(2) 避難場所の周知

避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校や公民館などの「避難生活を送るために避難する場所」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底

を図る。

(3) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討する。

(4) 市民・船舶に求められる津波からの避難等

ア 市民に求められる津波からの避難等

A 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。

B 津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

C 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

D できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

E 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

F 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

イ 船舶に求められる津波からの避難等

A 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。

B できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

C 港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。

D 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

9 避難所外避難者

市は、警察官、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者については、できるだけ避難所又は医療施設等へ移送するように努める。

10 自動車内の避難

被災者が多数となった場合又は避難所が被災し、使用不能になった場合等は、市内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうことも考えられるが、緊急の避難手段として、次の事項に留意しながら、各自の判断により自動車内で避難することもやむを得ない。

- (1) 二次災害の危険性が低いこと。
- (2) 駐車場周囲の建物、工作物等に崩壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。
- (3) 市や自主防災組織、町内会等の安否確認が容易に受けられること。
- (4) 給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。
- (5) ※ロングフライト血栓症を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。
- (6) 排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。（特に降雪期の積雪等による排気筒の目詰まり）

この場合において、市は、ロングフライト血栓症の発生等の危険性についての注意喚起とその広報を行う。

※ロングフライト血栓症 この病気は、長時間同じ姿勢で座ったまましていると、足の静脈の血が流れにくくなり、膝の裏あたりの静脈に「血栓」（血の塊）ができることによって起こるとされている。血栓が肺まで流れると、血管が詰って、「胸の痛み」や「息苦しさ」などを感じる。医学的には、「深部静脈血栓症」、血栓が肺に運ばれ、肺の血管が詰った場合は「肺塞栓症」という。最悪の場合、呼吸困難に陥って死亡することもある。「エコノミークラス症候群」と呼ばれていた。

第10節 避難所の開設及び運営

教育部 民生部 関係各部

市は、管内の学校等を避難所として開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所は、住民が帰宅又は仮設住宅等の一時居住場所を得た段階で閉鎖する。避難所の運営は、避難所管理者、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等を中心とした避難所管理チームが自主的に行うことを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

1 避難所の開設（資料4 避難等に関する資料）

- (1) 市は、管内の学校等を避難所として開設する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、旅館やホテル等の施設の借上げ等を行うなど多様な避難所の確保を図る。
- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県及び警察署等関係機関に連絡する。
- (3) 避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。
- (4) 避難所の開設期間は、災害救助法の規定では災害発生の日から7日以内となっている。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- (5) 避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会及び避難住民等の協力を得て避難者名簿（様式9、様式10）を作成する。
- (6) 市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

2 避難所の運営

避難所の運営については、施設管理者、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。避難住民は、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、傷病者、妊産婦等）に配慮した秩序ある行動で避難所運営に協力する。また、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

(1) 生活環境への留意事項

ア 医療

被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を必要と判断される施設に併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

イ 栄養、健康等

避難者の必要最小限の栄養確保（特に乳幼児等に配慮する。）及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。また、アレルギー等にも配慮し、様々なニーズに対応するよう努める。

ウ 衛生

市は、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難者と協力しながら、必要な措置を講じる。

エ プライバシー保護

市は、避難所でのプライバシー保護の状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

オ 女性参画の推進

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ 防火・防犯

避難所での防火・防犯について、必要に応じてパトロールを行う。

キ 要配慮者のための相談体制

市は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を必要に応じて整備する。また、手話通訳者の配置等コミュニケーション支援の体制整備に努める。

ク 被災者等のこころのケア

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（こころのケア）を専門とする診療、相談を行う。

ケ 避難所の早期解消

公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、応急仮設住宅の提供等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている避難所管理チームの代表等が行う。各避難所の要望等を取りまとめ、電話等の通信手段又は物資輸送担当職員等を通じて災害対策本部と連絡を行う。

(3) 避難所における情報提供

ア 避難所管理チームは、広報広聴コーナー（伝言板、チラシ、新聞、雑誌）を設置する。

イ 各部班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける。その際、必要に応じて外国人のために多言語化等に努める

第11節 避難行動要支援者の安全確保

民生部 教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

市は、これらの避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難支援プラン（全体計画・個別計画）」を早急に策定し、関係機関・団体等と連携してその推進を図る。

1 在宅の避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認

市及び関係機関は、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し、あらかじめ避難行動要支援者として市が把握している者及び新たに発生した要配慮者の被災状況を把握する。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、消防団、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、安全に万全を期しながら担架等により避難行動要支援者の避難支援にあたる。

(3) 避難所における確認

市は、避難所の運営を行っている避難所管理チーム等と協力し、避難所における避難行動要支援者の被災状況の確認を行う。

ア 避難行動要支援者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている要配慮者の確認

ウ 保護者が行方不明等となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 福祉避難所の設置

市は、避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。市は福祉避難所において、避難行動要支援者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

《資料 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書》

11-35	11-36	11-37	11-47	11-48	11-61

(5) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、関係機関と協力し、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族による引取り等被災した避難行動要支援者の措置について連絡調整に努める。また、適切な介

護ボランティア等の手配を行い、継続した支援及び生活情報の提供に努める。

2 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況について施設長を通じて調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

応急保護にあたっては、次の事項に留意する。

ア 医療、食料等の確保

イ 入（通）所者の保健衛生

ウ 家庭や保護者との連絡体制

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設は、保護者に連絡し、可能な人には引取り等の協力を要請する。さらに、支援が必要な場合、市に対し応援を要請する。応援要請を受けた市は、被災しなかった施設への緊急入所等の連絡調整及び応急保護のため必要な資機材の調達の手配等の措置を講じ、避難行動要支援者の生活安定を図る。

3 学校（園）における幼児・児童・生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児・児童・生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通じて調査する。

(2) 幼児・児童・生徒の保護

幼児・児童・生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校（園）の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校（園）の対応

A 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

B 学校内、通学路の危険箇所の点検及びう回路の設定等を早急に行う。

C 幼児・児童・生徒については、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、心身障害児については、学校（園）において保護者、代理人等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し、学校（園）において保護する。

D 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ 教職員の対処、指導基準

- A 災害発生の場合、幼児・児童・生徒の安全を確認した教室等を集める。
- B 幼児・児童・生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- C 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校（園）本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- D 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- E 幼児・児童・生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
- F 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児・児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。
- G 幼児・児童・生徒の安全を確保したのち、学校（園）本部の指示により防災対策にあたる。

(3) 臨時休校（園）等の措置

市は、施設の被害又は幼児・児童・生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長との協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとる。

4 外国人の援護対策

(1) 外国人の安否確認・避難誘導

市は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある在住外国人の安否調査について、関係各機関との連絡やボランティアの協力を得て、所在・安否の確認を行い回答する。また、ボランティアの協力を得ながら避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら相談体制を整備する。

5 宿泊者の安全確保

(1) 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

市は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、市に通報する。

(2) 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一時的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は市に支援を要請し、市は要請を受けた場合、可能な限り支援を行う。

6 帰宅困難者への対策

大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人々が、自宅に帰ることができなくなることが予想される。

このため、市は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を促進する。

(1) 徒歩帰宅支援ステーション

(一社)日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、富山県と締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出する。

支援ステーション・ステッカー



(2) 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

(資料 11-32 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)

(資料 11-33 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書)

(3) その他

(株)北陸銀行は、富山県と締結している「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。

(資料11-34 災害時等の応援に関する協定書)

第12節 災害ボランティアとの連携

民生部 企画総務部

大規模な災害が発生した場合、被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは対応が十分にできないことが想定されるため、災害ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図る。

ボランティアの受入れに際しては、その知識、技能が活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等その支援に努める。

1 市災害救援ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。

市災害救援ボランティア本部設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティア本部は、市災害対策本部との連携が図ることができる場所（施設）に設置する。市及び市社会福祉協議会は、あらかじめ協議して設置場所を定めておく。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 被災者支援ニーズの把握
- イ 相談窓口（電話）の設置
- ウ 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- エ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- オ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- カ 現地事務所間のボランティア等の配置調整
- キ 地域内への広報
- ク ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- ケ 活動用資機材の調達
- コ 救援物資の仕分け、搬送、供給調整
- サ 各種相談対応

2 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティア本部は、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる

現地事務所を設置し、速やかにその旨を地域住民に広報する。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担う。

(1) 設置場所

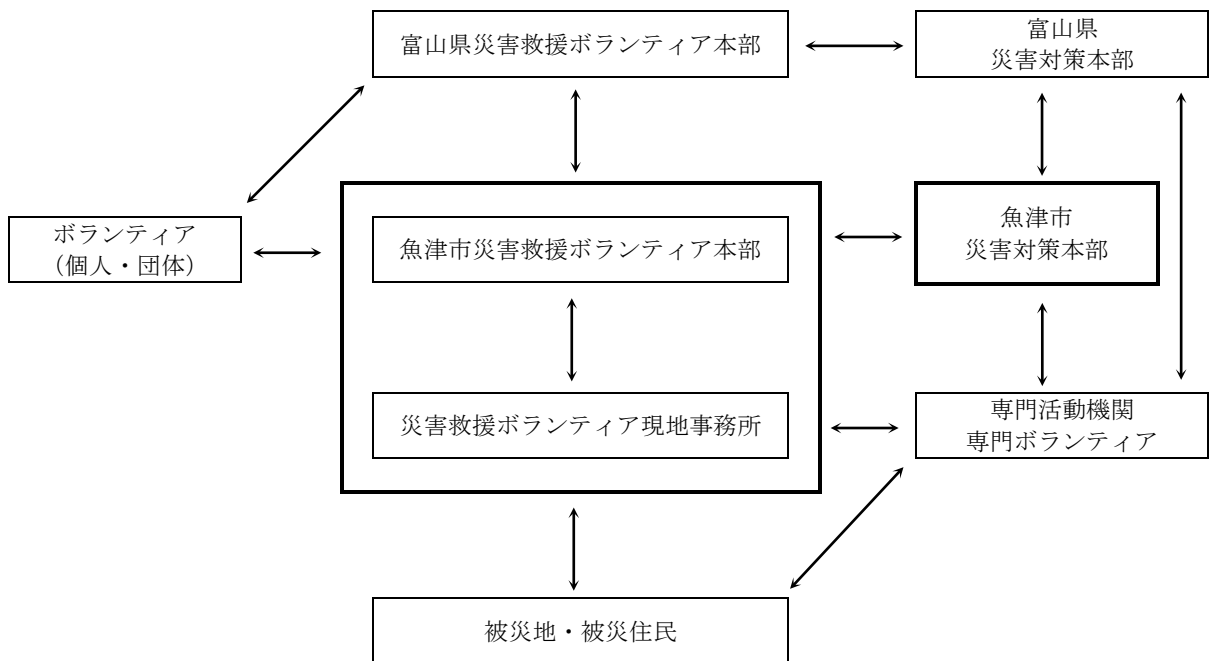
現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行うことができる場所（公民館、避難所等の施設）の確保に協力する。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティア及び被災者ニーズ、被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での活動支援
- ク ボランティアの健康管理

3 連携体制

市災害対策本部とボランティアとの有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。



4 市災害救援ボランティア本部への協力依頼事項の例

- (1) 広報活動に関する事項
- (2) 被災者名簿の整理に関する事項
- (3) 給水、食料給付に関する事項

- (4) 避難所の運営に関する事項
- (5) 社会福祉施設等の支援に関する事項
- (6) 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- (7) 保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項
- (8) 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

5 ボランティアへの支援

- (1) 市は、ボランティア活動に必要な行政情報等を求められた場合、的確に提供する。
- (2) 市は、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあつせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。
- (3) 市は、ボランティア活動の拠点（現地事務所等）の確保に努める。
- (4) 市は、ボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

第13節 民間団体等からの人員の確保

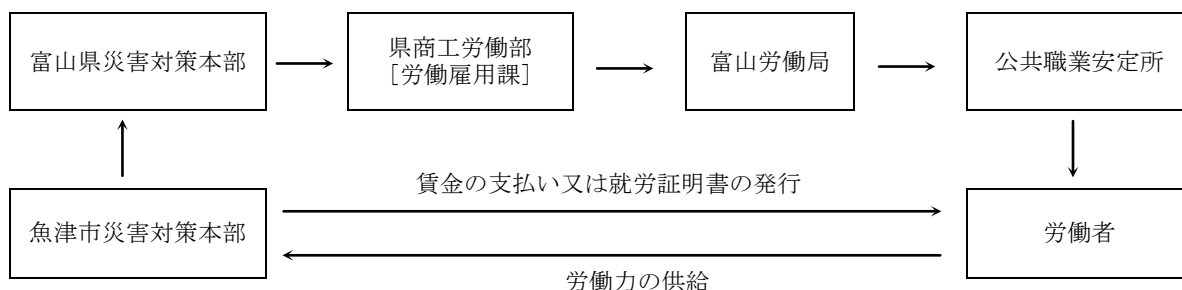
関係各部

1 民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために、町内会・自治会、婦人会、その他各種民間団体から人員を確保する必要があると認めた場合は、それぞれの部班が市災害救援ボランティア本部へ要請し、ボランティア本部が必要な人員等の調整を行う。なお、急を要する場合は、当該部班が直接民間団体に要請し、その旨をボランティア本部に報告する。

2 労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、産業建設部商工観光班を通じて県に要請する。要請を受けた県は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内又は市指定場所に待機させる。



3 医療救護関係者の出動要請

医師、看護師等の動員に関する必要な事項は、第18節「医療救護」に定める。

4 土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、業者に対し要請する。

5 受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整える。

第14節 広域応援要請

本部室 消防部 関係各部

大規模な災害発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期する。

1 県内の他市町村への応援要請**(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請**

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、他の市町村長又は県知事に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ他

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。市長は、自らの消防力では対応できないときは、県内の他の消防に対し次の事項を示して応援要請を行う。なお、県知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の状況
- ウ 応援隊の種別、隊員数及び人員
- エ 防御に必要な資機材の種別及び数量
- オ 応援の場所及び誘導員の配置場所
- カ その他必要な事項

2 県への応援要請**(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請**

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、他の市町村長又は県知事に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ他
- カ その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請依頼（災害対策基本法第68条の2）

本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(4) 県消防防災ヘリコプターの出動要請**ア 要請の範囲**

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、県知事政策室長（以下「統括管理者」という。）に消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

- A 救急搬送等の緊急性があると認められる場合
- B 市の消防では、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- C その他、ヘリコプターの出動が必要であると判断される場合

イ 要請の方法

市長は、統括管理者に対し次の事項を明らかにして、出動要請する。

- A 災害等の種別
- B 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- C 災害等の発生現場の気象状況
- D 災害等の現場の最高指揮者の職、氏名及びその者との連絡方法
- E 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- F 支援に要する資機材の品目及び数量
- G その他必要事項

(5) 警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長に対し出動を要請する。本部室に要請を依頼する時間がないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があり、本部室は警察本部に対し必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

(6) 災害対策基本法第30条に基づく職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し次の

事項を示して、指定地方行政機関又は^{*}特定公共機関の職員派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 協定市への応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、協定市に対し災害発生日時、被害状況及び要請理由のほか、次の事項から必要とするものを要請する。

- (1) 必要とする食料、飲料水及び生活必需品及び資機材等の種類、数量
- (2) 派遣職員等の職種、人数及び派遣見込期間、派遣場所
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 児童生徒の受入希望人数
- (5) その他必要とする事項

4 国等の機関に対する職員派遣の要請（災害対策基本法第29条に基づく要請）

市長は、市の地域に係る災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し次の事項を示して、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

5 公共的団体、民間団体に対する要請

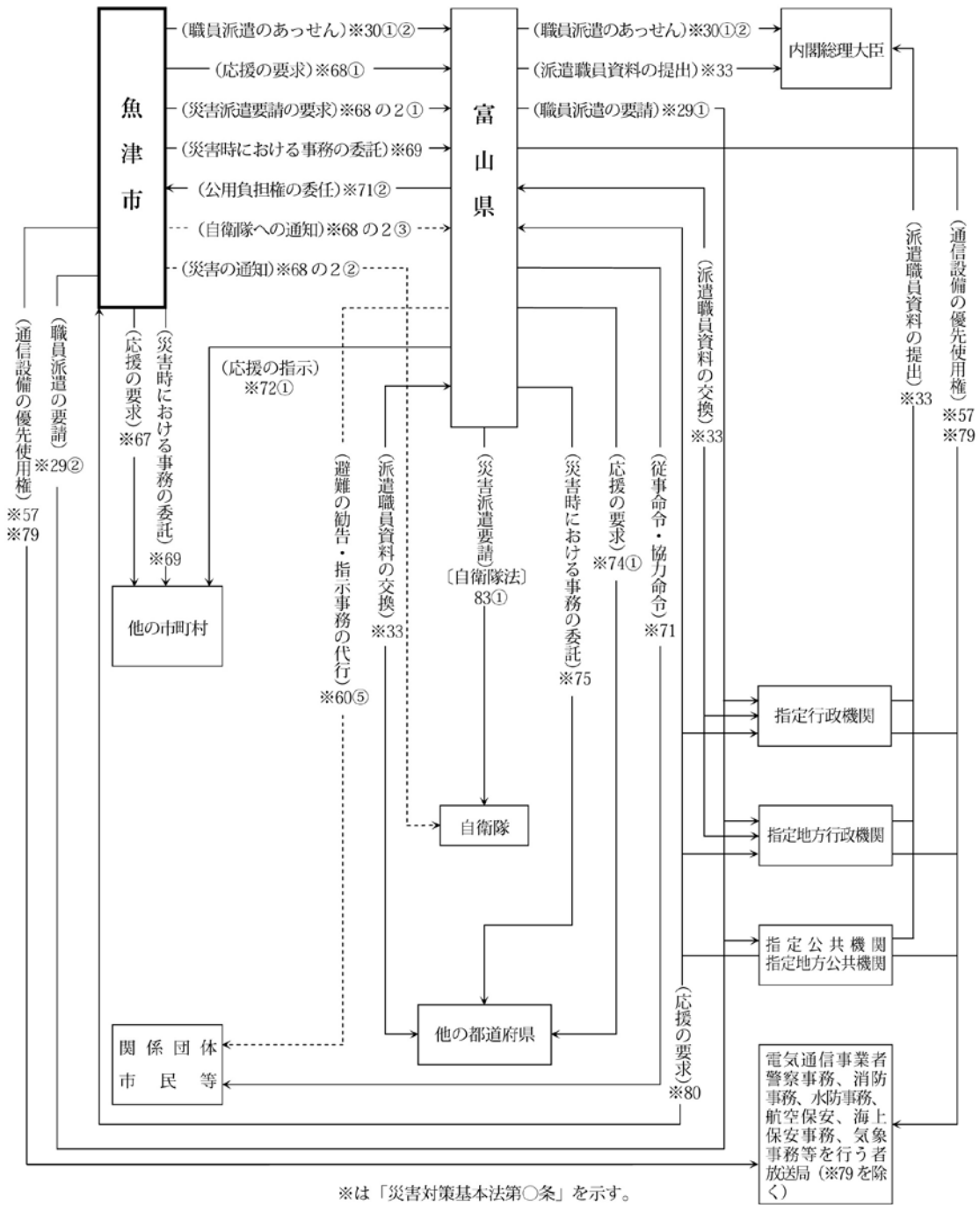
市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請する。

6 相互応援・協力

市長は、県知事、他市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力しなければならない（災害対策基本法第67条・68条）。

^{*}特定公共機関 その業務の内容がその他の事情を勘案して市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



第15節 自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模な災害が発生したとき、市民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 自衛隊の災害派遣の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索、救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの補修又は除去にあたる。 (放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合)
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 (航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合)

区分	活動内容
給食及び給水	被災者に対し給食及び給水を実施する。 (緊急を要し、他に適当な手段がない場合)
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲渡する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
通信支援	市災害対策本部の通信設備が使用できない場合は、市の要請に基づき、通信資機材の整備、人員の配置を行い、通信支援を行う。
入浴対策	被災者に対し入浴等の支援を実施する。 (被災者の衛生状態の悪化により、他に適当な手段がない場合)
その他	その他、臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 総括的窓口（一本化）

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部室総務班防災担当とする。

(2) 手続き

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害派遣要請の必要性を認めた場合は、県知事（防災・危機管理課）に文書（様式5）により災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により県防災・危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下記の部隊の長にその内容を通知することができる。この場合、市長は速やかにその旨を県知事に通知する（災害対策基本法第68条の2）。

通 知 先

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

災害発生通知先

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第382施設中隊長	〒939-1338 砺波市鷹栖出935	0763-33-2392

3 災害派遣部隊の受入れ

市長は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊の受入に万全を期す。部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議を行う。

(1) 作業計画及び資機材の準備

- ア 派遣部隊と市との連絡責任者の決定
- イ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

(2) 受入施設等の確保

- ア 自衛隊事務室
- イ 自衛隊派遣ヘリポート（予定）（資料8-4 飛行場外離着陸場等）
- ウ 駐車場
- エ 幕営地（予定）（資料8-4 飛行場外離着陸場等）
- オ 魚津市場外離着陸場一覧表（資料8-4 飛行場外離着陸場等）

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部室）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、（様式6）により撤収要請の依頼を行う。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担し、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊が保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議する。

第16節 災害救助法の適用

本部室 民生部 関係各部

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急措置である。人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、災害救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 災害救助法の適用基準等

(1) 基準の内容

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 原則として、同一の災害による。ただし、次のような例外がある。
 - A 同時点又は相接近して異なる原因による災害
 - B 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
- ウ 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア	市の区域内で、住家の滅失世帯数が60世帯以上あるとき。
イ	被害が広範にわたり、県下の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が30世帯以上に達したとき。
ウ	被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
エ	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 被害状況認定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家の滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を滅失した1世帯とするが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家滅失の認定

ア 住宅の全壊（全焼・全流失）

住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

- | |
|---|
| <p>A 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。</p> <p>B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものである。</p> |
|---|

イ 住家の半壊（半焼）

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

- | |
|--|
| <p>A 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。</p> <p>B 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものである。</p> |
|--|

ウ 床上浸水

- | |
|--|
| <p>A 浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである。</p> <p>B 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものである。</p> |
|--|

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- | |
|---|
| <p>A 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>B 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。</p> |
|---|

イ 住家

- | |
|--|
| <p>A 現にその建物を居住のために使用しているものをいう。</p> <p>B 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。</p> <p>C アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ1住家とする。</p> <p>D 学校、病院等の施設の一部に住込みで居住している者がいる場合は、住家とする。</p> |
|--|

3 災害救助法の適用手続**(1) 災害救助法適用の県への要請等**

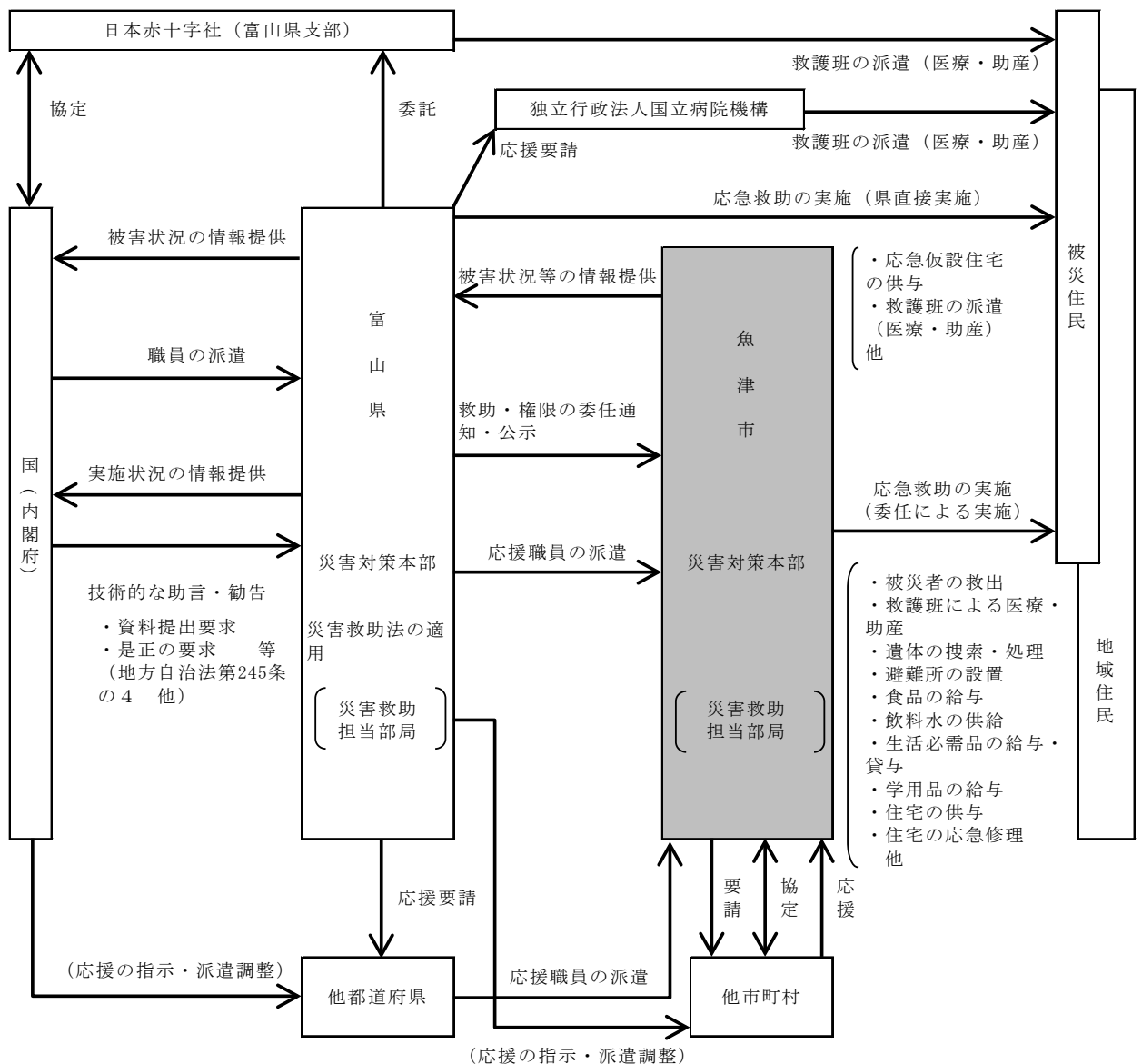
大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は、直ちに県知事に対し被害状況を報告する。県知事は、県内各市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概要
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置
- オ その他の必要事項

(2) 救助の種類・実施機関

- ア 災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。
 なお、災害救助法第13条第1項及び富山県災害救助法施行規則第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。
- イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

災害救助法による応急救助の実施概念図



救助の種類及び実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
学用品の給与(教科書) (文房具)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬又は火葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。また、医療、助産、死体の処理(死体の洗浄、縫合等)については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3) 救助の実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び後日における災害救助費国庫負担金の清算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況の日計表(様式14)及び救助日報(様式15)を記録して、適宜県に報告する。

4 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合については、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

第17節 救助・救急

本部室 消防部 民生部

大規模な災害が発生した場合、多数の市民が被災するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

市は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 救助活動

(1) 消防本部における消防活動

消防本部において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市長は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市長は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県知事に出動を要請する。

ウ 市長は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県に出動を要請する。

エ 市長は、災害の状況により海上保安部及び建設業協会等に対しても応援要請を行う。海上における救助活動については、海上保安部が中心となって実施し、市は海上保安部と連絡を密にして、救助活動に関する必要な協力を行うとともに、救助された者の医療機関への搬送等を行う。

(3) 市民、自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

ア 自分たちの住んでいる地域や事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、発見した場合は消防機関に通報する。

イ 活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

3 救急活動

(1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

市は、119番通報からの情報、市医師会、労災病院、その他の医療機関から負傷者の発生状況に関する情報を入手する。なお、119番通報が殺到している場合は、直ちに県へ報告することとし、県へ連絡できない場合は国（消防庁）へ直接報告する。

(2) 負傷者の応急手当・※トリアージ

ア 市民、自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生法等の応急手当を行う。なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、※二次医療機関への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

イ 同時に多数の負傷者が発生した現場については、市は、消防本部、労災病院、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して、現地に臨時の医療救護所を設置し、負傷者の応急手当・トリアージに努める。

(3) 搬送

ア 市民、自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自ら所有する車両等により最寄りの二次医療機関に搬送する。輸送手段の確保が困難な場合は、消防本部の救急車の出動を要請する。

イ 救急車の出動要請があった場合は、可能な限り保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。

救急隊員は、救急処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。なお、道路の損壊、交通渋滞等により、救急車が使用できない場合は、県及び海上保安部に対し消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、海上保安部ヘリコプター等の応援を求める。

また、消防本部は、※広域災害救急医療情報システムを活用して※後方病院の被災状況や重傷者の受入れ状況を確認し、効果的な搬送を行う。

-
- ※トリアージ 負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。
災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。
- ※二次医療機関 厚生労働省が推進する衣料の役割分担で、地域の「かかりつけ医（一次医療機関）」と連携し、「検査が必要」、「緊急を要する」、「症状が重い」などの診断により、照会（紹介状を持参）された検査、診療、入院等を受け入れる病院（二次医療機関）のこと。
- ※広域災害救急医療情報システム（EMIS） 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム
- ※後方病院 症状の重い緊急患者で、診療所では対応できない患者を搬送するための病院を指す。

4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておく。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第18節 医療救護

民生部 消防部

大規模な災害が発生すると医療機関自体が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

1 医療に関する情報の収集・伝達・広報

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は医療機関から必要な情報収集を行うとともに、防災関係機関との情報の共有化を図る。また、必要な事項については、報道機関に情報提供を行い、市民周知に努める。

- (1) 被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- (2) 稼動状況（診療受入可能状況）
- (3) 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (4) 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (5) 血液、医薬品、医療資機材の状況
- (6) 医師、看護師等医療スタッフの状況
- (7) 重症患者等の受入れの可能性

2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営**(1) 医療救護班の派遣**

市は、把握した情報をもとに医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会・日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2) 医療救護所の設置・運営

市は、把握した情報をもとに医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護所を設置・運営を行う。

(3) 他医療救護班の要請

市は、医療救護活動が自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して応援を要請する。また、医療品等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

3 後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防本部に市外の後方医療機関への搬送を要請する。なお、市は消防本部で対処できない場合には、県、海上保安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4 医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたときは、県、市医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

5 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) DMATの役割

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「^{ディ・マット}DMAT」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、DMATによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、平成23年度までに富山大学附属病院、富山県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院においてDMATの体制の整備が行われている。

(2) 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- ア 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- イ 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- ウ 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- エ 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- オ その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第19節 緊急交通路の確保

産業建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急通行確保路線の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

1 道路の被害状況、応急復旧状況の把握

- (1) 市は、国土交通省富山河川国道事務所、県新川土木センター、警察署等との間で国道、県道、市道等の被害状況や交通規制、応急復旧状況に関する情報交換を行う。
- (2) 市は、あらかじめ定めた緊急通行確保路線を優先的にパトロールや応急復旧等を実施し、市内の道路の被害状況を把握するとともに、市民への広報に努める。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3 緊急通行確保路線の応急復旧

(1) 基本方針

市は、効果的な防災活動が展開することができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急通行確保路線（資料8-1 緊急通行確保路線）の応急復旧を行う。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

第20節 輸送手段の確保

企画総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

1 輸送車両等の確保

- (1) 災害時に必要な車両数が、市有車両で不足する場合は、市内の運送業者、バス会社、タクシー会社等に対して種類、数量等を明示して車両（必要な場合は、運転手を含む。以下同じ。）の応援を求める。
- (2) 調達不能の場合又は借用をもってしても十分な車両を確保できないと判断した場合、県、県内市町村、応援協定締結市に対して次の事項を明示して車両の貸出し等を要請する。
 - ア 輸送区間及び借用期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項
- (3) 自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。鉄道による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

2 船舶の確保

市は、輸送手段として船舶（船艇、漁船等）が効果的と判断された場合、海上保安部、自衛隊、漁協への応援を求める。なお、漁協に対して連絡が取れない場合や緊急に漁船を確保する必要がある場合は、漁船保有者に対して直接応援を要請する。

3 ヘリコプター、航空機の確保

市は、輸送手段としてヘリコプター、航空機が効果的と判断された場合、県、海上保安部又は応援協定締結市に対して県保有ヘリコプター、自衛隊保有ヘリコプター・航空機、海上保安庁保有ヘリコプターの応援要請を行う。また、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

*臨時ヘリポート（資料8-4 飛行場外離着陸場等）

4 輸送拠点の確保

市外から大量の救援物資等を受け入れる場合、能率的な受入れ及び配送を行うため、防災拠

点施設、輸送施設等を有機的に結ぶ道路網を勘案して、集積地（輸送拠点）を定める。

5 緊急通行車両等の確認

(1) 確認手続き

緊急通行車両等の確認手続きは、次により行う（資料8-2 緊急通行車両等の事前届出・確認制度）。

ア 事前届出車両については、交付済みの「緊急通行車両等事前届出済証」をもって県警察本部交通規制課（警察署、緊急交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

イ 事前届出車両以外の車両については、「緊急通行車両等確認申請書」を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認の上、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

(2) 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示し、証明書は、当該車両に備え付ける。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 緊急通行車両用燃料の優先供給

市の緊急通行車両等については、富山県が富山県石油商業組合と締結した「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」（資料 11-33）に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

第21節 食料等の供給

本部室 関係各部

市は、被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要がある場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

1 食料等の供給・調達

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた食料供給計画を作成し、食料等の調達・供給に努める。

(1) 供給食料の種別

- ア 炊出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺など）、乾パン
- イ ミネラルウォーター、牛乳、乳児用ミルク
- ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（砂糖、塩、醤油、味噌）

(2) 食料等の供給対象者

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料等の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害により炊事のできない者
- ウ 旅行者等で食料等の持参又は調達ができない者
- エ 一時的に縁故先等に避難する者で、食料等の持ち合わせがない者
- オ 被災現場において、防災活動に従事している者で、食料等の供給を必要とする者

(3) 調達・確保

- ア 農業協同組合、商工会議所、米穀取扱業者、スーパーマーケット、市内生産者等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。

2 炊き出しの実施

(1) 炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、避難施設を中心とした市内の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用する。施設等が不足するとき、又は使用不可能なときは、近くの適当な場所で行うほか自衛隊に協力要請する。

(2) 炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、市職員をもって充てるほか、自治会・町内会、自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会、(一社)富山県エルピーガス協会魚津支部、ボランティア、自衛隊

等の協力を得て行う。

3 食料等の配分方法

- (1) 食料等は、食料供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所管理チーム）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での食料等の配分について周知する。
- (2) 高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者等の要配慮者へ優先的に配分する。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

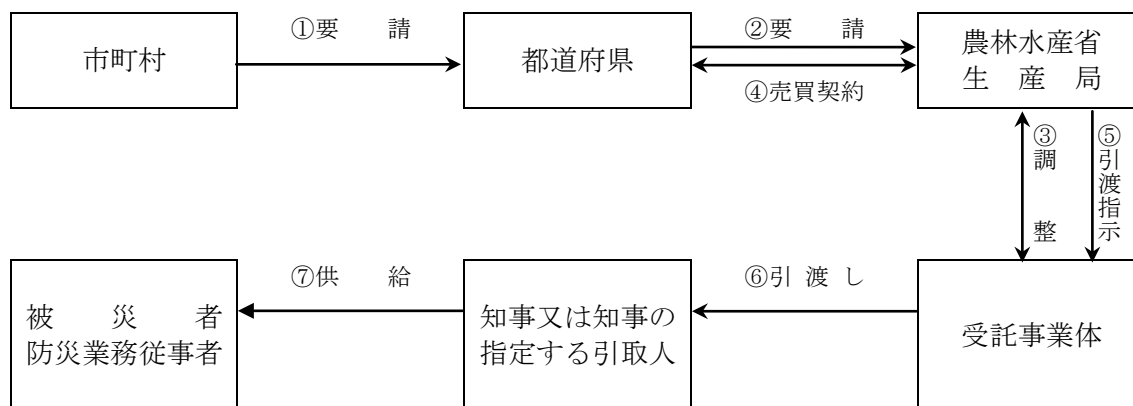
炊き出しその他による食品の供与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

災害救助用米穀の調達手続きのフロー

（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例）



第22節 生活必需品の供給

本部室 関係各部

市は、災害による住家被害等により被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

1 生活必需品の調達・供給

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた生活必需品供給計画を作成し、生活必需品の調達・供給に努める。

(1) 生活必需品の種別

寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙おむつ、生理用品、風邪薬、ラジオ、暖房器具、車イス等

(2) 生活必需品の供給対象者

- ア 避難所又は避難所以外の場所に避難した者で、生活必需品の持ち合わせのない者
- イ 旅行者等で生活必需品の調達ができない者

(3) 調達・確保

- ア 小売店、商工会議所等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。
- エ 調達・確保するにあたり、災害時要援護者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するよう努める。

2 生活必需品の配分方法

- (1) 生活必需品は、生活必需品供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所管理チーム）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での生活必需品の配分について周知する。

(2) 高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者等の要配慮者へ優先的に配分する。

3 物資の無償貸付及び贈与

市は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき、又は必要と認める場合は、災害対策基本法第86条の17に基づき、寝具その他の生活必需品、災害応急復旧のための資機材等は無償又は低廉な対価で貸し付け、贈与若しくは譲渡するよう努める。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(2) 期間

生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第23節 給水・水道施設応急対策

上下水道部

災害時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

1 被災状況把握

市は、次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等により、取水、浄水、配水施設等の主要施設の運転状況等を把握する。
- (2) 職員が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被災状況を把握する。
- (3) 住民からの通報により、配水管、給水管等の破損、断水等の被災状況を把握する。

2 緊急措置

二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

- ア 消毒用塩素等の薬品の漏出防止措置を講じる。
- イ 配水施設の被災状況を確認し、飲料水等の確保に努める。
- ウ 消防機関に、地震による水道の断水、減水の状況及び配水池の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。
- エ 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動を行う。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、飲料水等の確保に努める。

3 応急給水計画、応急復旧計画の策定

被災状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。

計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、被災直後は飲料水及び医療機関への給水を中心に行い、その後は拠点給水、配管給水等により飲料水等の給水量を確保し、速やかに全戸給水することを目途とする。

4 応急給水計画

(1) 給水方法

被災状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠 点 給 水	・配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。
運 搬 給 水	・給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮 設 給 水	・応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 給水の順位

被災状況を考慮し、原則として次のとおりとする。

①医療施設 ②避難所 ③福祉施設・老人施設 ④一般需要住家

(3) 飲料水の衛生対策

給水する飲料水の残留塩素を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(4) 生活水の確保

消雪用井戸、農業用水等の水道水源以外の水を水洗トイレの流し水等に利用する。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

5 応急復旧計画

(1) 復旧作業手順

原則として取水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸一栓程度）の順に作業を行う。

(2) 復旧順位

医療施設、避難所、福祉施設・老人施設等を優先的に行う。

6 広域応援体制

市の能力では応急給水、応急復旧活動が困難な場合は、管工事業協同組合、日本水道協会中部地方支部等の水道事業体に応援要請を行う。また、必要に応じ、応援協定締結市への応援要請や県へ自衛隊の派遣要請を行う。

7 住民への広報

断水、減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等の広報については、本章第7節「広報」に従い実施し、住民の不安解消に努める。

8 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほか、地下の漏水箇所を詳細に調査し、優先順位を定め修理計画を策定する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道施設全体の耐震化計画を策定する。また、配水区域のブロック化、配水管のループ化等により補完機能の構築を図る。

第24節 下水道施設応急対策

上下水道部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は、直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

1 被害調査の方法

市は、被害調査について、次の各段階に分け実施する。

(1) 第1次調査（緊急調査）

処理場・ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、下水道本来の機能のほか道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 第2次調査（応急調査）

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を実施し、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる。）、下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 第3次調査（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

2 応急対策

(1) 応急対策のための判定

市は、調査結果をもとに、次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められたときは、適切な対処を行う。

ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の構造的な被害の程度

イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の機能的な被害の程度

ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

(2) 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場・ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最低限の機能を回復させるため行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固

形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場・ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行う。

(3) 管渠の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

3 本復旧

(1) 本復旧のための判定

市は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は下水道施設復旧計画を策定し、適切な対処を行う。

- ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害の程度
- イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の耐用年数
- ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針
- エ 他施設に与える影響の程度
- オ 被災地の特殊性

(2) 復旧計画

本復旧を行うにあたり、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設復旧に努め、その後、枝線管渠、榭、取付管の復旧を行う。

第25節 トイレ対策

民生部 関係各部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、至急、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する等の応急対策を実施する。

1 被害調査

市は、職員の配置、巡回等により、避難所の状況及び上下水道等の利用状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

2 仮設トイレの確保・設置

- (1) 仮設トイレの設置目標数は、避難者60人に1基とする。
- (2) ユニット型の仮設トイレの備蓄には、広いスペースが必要で備蓄性に欠けるため、リース業者から借り上げ、必要な場所に設置する。市内業者からの調達だけでは確保できない場合は、県に対して調達のあっせんを依頼する。
- (3) 市は、ユニット型の仮設トイレの設置など外部からの応援が来るまでの数日間対応できるよう、必要な災害用トイレを備蓄する。(資料7 参考：災害時のトイレ)

3 し尿の収集・運搬・処理

大規模な地震時には、上下水道管の損傷等により処理されないし尿が大量に発生することが想定される。市は、避難所等の環境を保持するため関係機関と調整を図り、災害時におけるし尿処理計画を策定し、これに対処するよう努める。(資料7-1 一般廃棄物の処理施設)

4 快適な利用の確保

- (1) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者やボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (2) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (3) 利用しやすい場所へのトイレの設置、洋式便座の配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。また、要配慮者が優先で利用できるトイレの設置や段差の解消、手すりの設置等の整備を推進していく。

5 市民への啓発

- (1) 水道施設が仮復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないことや袋などに貯めた汚物をごみに混ぜて出さないようにする等の注意事項を日頃から周知しておく。
- (2) トイレに関する防災用品の備蓄を推奨するとともに、トイレに関するノウハウについて防災訓練等を通じて周知する。

6 公共トイレの整備

今後の公共トイレの整備にあたっては、平常時は水洗トイレを使いながら、非常時に汲み取りトイレとして使用が可能なものなど、災害時に対応できるようなトイレの整備を推進する。

第26節 廃棄物の処理

民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生することが予想される。このため、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定し、応急対策にあたる。

1 ごみの処理

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定するものとする。
- (2) 交通の妨げとならないように道路上に廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。
- (3) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、優先的に収集・処理するが、収集困難な被災地については、防疫上定期的に消毒を実施し、収集可能な状態になった時点から、早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。
- (4) 災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を一時保管場所として設置するとともに、ごみの飛散防止対策、不法投棄対策及び消毒等衛生面の対策を講じる。
- (5) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (6) ごみの野焼きの禁止、災害以外の便乗ごみの排出の禁止及び指定場所以外での不法投棄の禁止のほか、市の指示する分別に従って排出するよう周知する。

2 がれき類の処理

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、がれき類の排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める震災廃棄物処理計画に基づき、運搬場所の決定、処分の方法等の実施計画を策定するものとする。
- (2) がれき類の大量発生が予想される場合、周辺環境にも十分配慮したうえで、一時保管場所を設置するとともに、ごみやアスベストの飛散防止対策等環境衛生面に配慮した管理を行う。
- (3) 被災家屋からの廃棄物、がれき等については、原則として、被災者自らが市の指定する場所に搬入することとなるが、被災者自ら搬入することが困難と判断された場合及びがれき

類が道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。

- (4) 地区住民が道路上に廃棄物を出すことで、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。

3 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業廃棄物協会等に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。

第27節 保健衛生

民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合には被災地の環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがあるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施するとともに、被災者の健康状態等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫活動**(1) 防疫体制の確立**

市は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、防疫体制を確立する。特に、津波被害の場合は、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生などが生じやすいことについて十分に留意する。

(2) 感染症対策

ア 疾病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

イ 手洗い等の衛生指導及び逆性石鹼液の配布等を行う。

ウ 事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬送、隔離する。

エ 感染症発生箇所の消毒の実施、又は施設管理者への指導を行う。

オ 防疫上必要と認める場合、県知事の指示、命令に従い、臨時の予防接種を実施する。
(ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を逸しないよう措置する。)

カ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3) 消毒の実施

市は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行う（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 避難所の便所、その他の不潔場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 飲料水確保場所

オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ ねずみ、昆虫等の発生場所

(4) 市民、自治会・町内会及び事業の役割

感染症対策、消毒の実施にあたっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生確

保に努める。

(5) 厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内他厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

2 保健衛生指導

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

市は、被災市民に対し台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ 家庭動物の保護

災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることがや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

(2) 保健活動

ア 被災者に対する保健指導

避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

低アレルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して栄養会等と協力し、栄養相談に応じる。

3 こころのケア

市は、県や各関係機関との連携のうえ、避難所における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

第28節 社会秩序の維持

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

1 警備活動の主な内容

- ア 被害実態の把握
- イ 被災者の救助救護
- ウ 危険箇所の実態把握及び警戒
- エ 避難の指示、警告及び誘導
- オ 行方不明者の搜索及び遺体の検視
- カ 被災地等における交通の安全と円滑化の確保
- キ 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- ク 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- ケ 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のように活動を行う。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を行う。

(2) 消費生活相談所の開設

市は、避難所、公民館等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

市は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4) 消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第7節「広報」による。

第29節 遺体の搜索・処理・埋火葬

民生部

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を図りつつ、遺体の搜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

1 遺体の搜索**(1) 方法**

- ア 災害により、生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、警察、消防本部、消防団、海上保安部が連携して実施する。
- イ 遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。
- ウ 搜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適時関係機関の代表者が集合し、活動の調整を行う。

(2) 費用

搜索にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ 支出する費用

- A 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費
- B 搜索のために使用した機械器具の修繕費
- C 搜索に要する機械器具や照明器具等の燃料費

ウ 支出費の限度額

当該地域における通常の実費

エ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

2 遺体の処理**(1) 方法**

災害による死亡者のうち、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については、警察官及び海上保安官等による検視後、遺体の処理を以下により行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合は、市は、遺体の収容場所を確保し、市民に広報する。収容場所は、原則として避難所や応援部隊の拠点となった施設を除き、被災現場付近の寺院及び公共建築物等の適当な場所とする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。(資料11-38、11-39 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書)

ウ 検案

遺体の死因その他についての医学的検査は、原則として医療救護班やその他医師の協力を得て行い、この検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品の保存等の措置をとり、警察と歯科医師会の協力を得て身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処理にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

イ 支出する費用

A 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

B 遺体の一時保存のための費用

C 検案のための費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

3 遺体の埋火葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬又は火葬を実施する。

なお、正規の手続きを得ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合は、手続きの特例的な取扱いについて県を通じ厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長がこれを行う。

(1) 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬又は火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬又は火葬を支援する。

(2) 方法

災害による死亡者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については、市が遺体の埋葬又は火葬を行う。

ア 埋火葬台帳の作成

市は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 火葬

市は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合又は火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し、火葬する。

ウ 遺骨、遺留品の保管及び引取り

市は、身元不明者の遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引取り希望があった場合は、引き渡す。

(3) 費用

遺体の埋葬又は火葬にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬又は火葬ができない場合

イ 支出する費用

埋葬又は火葬に要する費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 埋葬又は火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。）。

第30節 ライフラインの応急対策

関係各部

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

1 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡職員の市災害対策本部への受入れ等

ア 災害発生時において各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報する。

イ 市は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保するものとし、職員が派遣される場合は、その受け入れ体制を整備する。

(2) 被害発生時の通報

各事業者は、人身に関わる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市に通報する。

2 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報を提供する場合、市災害対策本部に設置されるプレスルームとの連携を図るよう努める。

3 市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や市民向けの広報を行う場合には、事業者からの要請に基づき、市は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、市ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節 公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、学校（園）、道路、橋梁、河川、その他の公共施設を所管する部班は、地震時の初動期において施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講じる。その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先して行う。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとる。

1 公共土木施設の応急復旧の役割分担

道路、橋梁、トンネル等の公共土木施設の応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行うことになるが、公共土木施設のない地区での土砂災害等の応急復旧や人命救助のための崩壊土砂の除去は、原則として市が行う。

2 応急復旧体制の充実

災害時において速やかな復旧作業に対応するため、市はあらかじめ建設業協会などの各協会や販売店等と協定を締結し、応急復旧体制の充実を図る。（資料11-17 災害時における応急対策業務に関する協定書、11-20 災害時等における応急活動の協力に関する協定書、11-25 市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定、11-29、11-30 災害時における応急対策業務に関する協定書、11-31 災害時における応援業務に関する協定）

3 公共土木施設の障害物除去

障害物除去は、障害物の規模、範囲により、必要に応じて建設業者等の協力を得ながら実施する。市のみで実施困難なときは、県知事に対し応援協力を要請する。

(1) 障害物除去の実施

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市が行う。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行うものとし、市のみで実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。
- エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者等にも配慮する。

第32節 農林水産業対策

産業建設部

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるための確な措置を行う。

1 農地、農業用施設及び農作物**(1) 被害状況の把握**

市は、農地、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 農舎、ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

(3) 応急措置

市は、土地改良区、農業協同組合等農業団体と相互に連携し、農業被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

ア 湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修

イ 農業用用水路の水門操作

ウ 農作物の病虫害発生予防措置

エ 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給

オ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

2 畜産及び家畜飼養施設**(1) 被害状況の把握**

市は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び畜産農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 畜舎の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止措置及び家畜が逃亡した場合の住民への危険防止措置

(3) 応急措置

市は、県及び農業団体等と相互に連携し、家畜被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

ア 死亡獣畜の円滑な処分及び廃用家畜緊急と殺

- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
- ウ 動物用医薬品及び機材の円滑な供給
- エ 家畜飼料及び飼養管理用機材の円滑な供給
- オ 畜産生産物の出荷先の確保
- カ 畜舎の電力確保

3 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

市は、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、倒木や林産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 人家、道路等に影響を及ぼす場合における倒木除去
- イ 林産施設の倒壊防止措置
- ウ 周辺可燃物の除去

(3) 応急措置

市は、森林管理署及び森林組合等と相互に連携し、林産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ア 地すべり等の被害拡大防止措置
- イ 苗木、立木等及び林産物の病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資材の供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

4 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、水産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 漁船のけい留又は荷役に重大な支障を与えるけい留施設の被害の拡大防止措置
- イ 漁港の航行又は停泊に重大な支障を与える漁港の埋そく被害の拡大防止措置

(3) 応急措置

市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

- ア 応急対策用資機材の円滑な供給
- イ 輸送が不可能又は著しく困難となる輸送施設の被害の拡大防止措置

第33節 孤立地域対策

関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断して対応する。

1 孤立地域への応急対策順位

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2 孤立地域に対する活動内容**(1) 被害状況の把握**

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちにあらゆる手段を活用して孤立状況の確認を行うとともに、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 救出・救助活動の実施

ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、県へ要請することになるが、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関しできる限り多くの情報を収集して報告する。

イ 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

ウ 孤立地域内の要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は市町村の応援を得て救出を行う。

(3) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(4) 道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。

第34節 二次災害の防止

本部室 産業建設部 関係各部

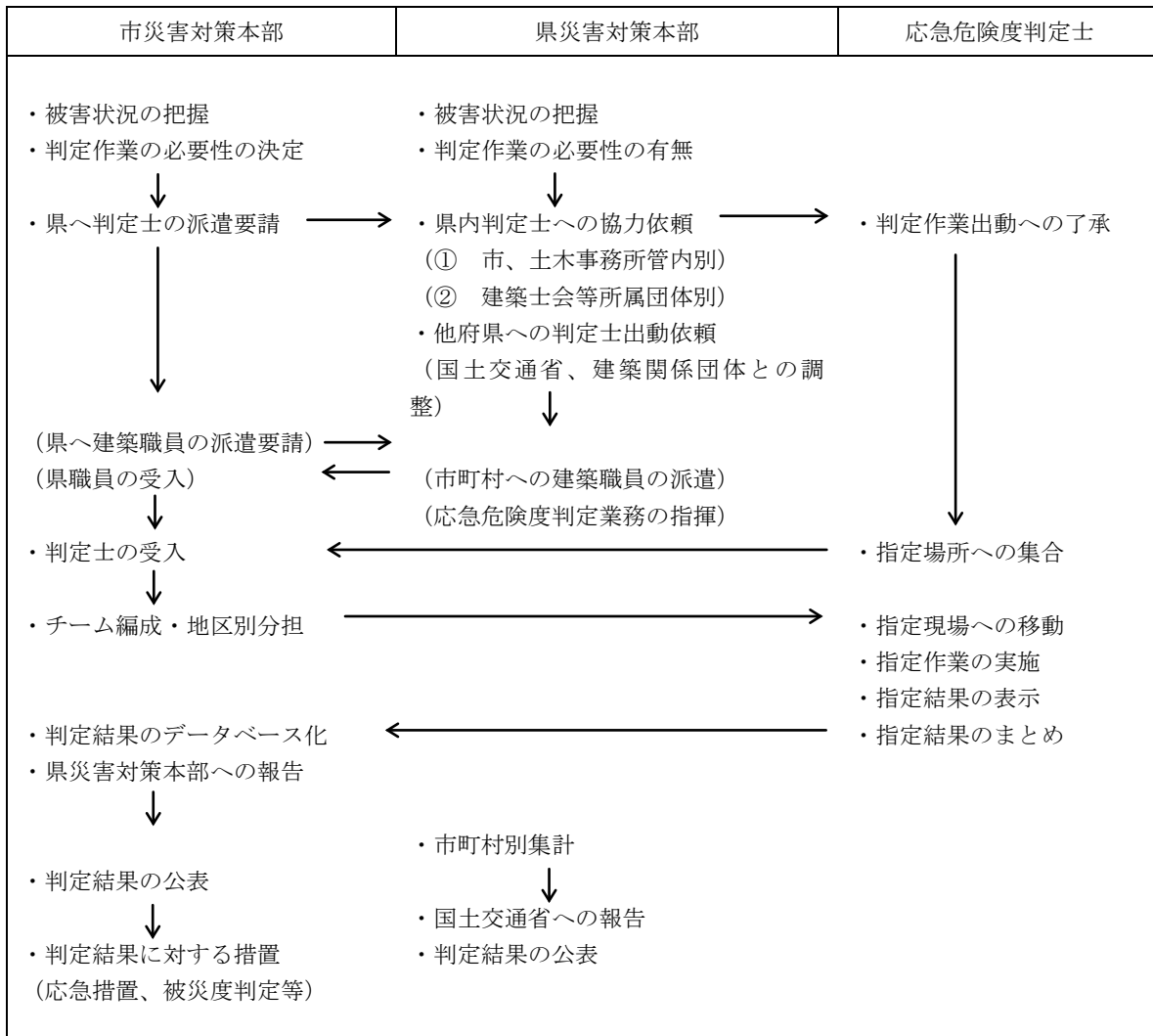
1 ※被災建築物の応急危険度判定

市は、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら民間建物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して、次の図に従って活動を行う。また、必要に応じ、県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。

なお、判定業務の実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器等の準備を行う。
- (2) 判定業務は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- (3) 出勤にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- (4) 建築士会等民間団体から協力の申出があった場合は、効果的な活動のための必要な調整を行う。

<建物の応急危険度判定活動の流れ>



※被災建築物の応急危険度判定

地震後の余震等による二次被害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う。調査結果は、「危険」（赤紙）、「要注意」（黄紙）、「調査済」（緑紙）の3種類の判定ステッカー（色紙）のいずれかにより、見やすい場所に表示される。これは、罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定する。

応急危険度判定結果	応急危険度判定結果	応急危険度判定結果
危険 UNSAFE	要注意 LIMITED ENTRY	調査済 INSPECTED
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です
建築物名称	建築物名称	建築物名称
注記:	注記:	注記:
罹災(りさい)調査は、別途改めて伺います。	罹災(りさい)調査は、別途改めて伺います。	罹災(りさい)調査は、別途改めて伺います。
整理番号	整理番号	整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	判定日時 月 日 午前・午後 時現在	判定日時 月 日 午前・午後 時現在
魚津市 災害対策本部 電話 -	魚津市 災害対策本部 電話 -	魚津市 災害対策本部 電話 -

2 被災宅地の応急危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、職員の資格取得を計画的に推進するとともに、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

3 市所管建築物・構造物による二次災害防止

余震による避難所施設・市有施設の倒壊、部材の落下及び道路、橋梁等の構造物の損壊による二次災害を防止するため点検を実施するとともに、危険性が認められるときは、立入禁止の措置をとるなど、応急措置を行う。

4 水害・土砂災害対策

(1) 水防活動

地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、非常体制への切替えを迅速に行い、水防活動に万全を期すため、水防計画に基づき非常配備の体制をとる。

(2) 土砂災害警戒活動

地震災害の発生後、降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、危険区域等の警戒巡視等を行う。

5 爆発物・有害物質取扱施設による二次災害防止

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

- (1) 危険物施設・火薬保管施設・ガス施設・毒劇物施設
- (2) その他二次災害の危険性があると判断する施設

第35節 建物の被害認定調査

企画総務部 産業建設部
関係各部

1 被害認定調査

市は、災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査を行い、「り災証明書」（様式12）を発行する。「り災証明」は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連していることから、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災者には二次災害の防止のために行う建築物の応急危険度判定との区別の理解を求めなければならない。

(1) 被害家屋の判定基準

り災証明書を発行するにあたっての家屋被害の判定は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行う。

①又は②のいずれかによって判定を行う。	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(2) 調査活動

市は、関係機関等の協力も得てチームを編成し、被災世帯調査を実施し、市内の被災状況を把握する。

(3) り災者台帳の作成

市は、調査結果に基づき速やかに「り災者台帳」（様式13）を作成する。

(4) 被害認定の流れ

被害には、「地震による被害」、「水害による被害」、「風害による被害」の3種類があり、災害の種類に応じた調査・判断方法がある。

第36節

住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

産業建設部 関係各部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 住宅の応急修理

市は、災害のため住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）に対し、居住に必要な最低限の応急修理を行う。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、災害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(1) 修理戸数

- ア 被災世帯が必要とする戸数を修理する。
- イ 被害の程度、深刻さ、市民の経済的能力、住宅事情等により修理戸数を引き上げる必要があると認められるときは、内閣総理大臣の承認を受け、その戸数を引き上げることができる。

(2) 修理の範囲及び費用

- ア 住宅の修理は、日常生活に欠くことのできない破損箇所、居室、炊事場及び便所等必要最小限度の部分とする。
- イ 費用の限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から原則として1か月以内に完了する。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

建築関係業者等の協力を得て行い、現物給付をもって実施する。

(5) 応急修理の対象者**ア 給付対象者の範囲**

住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力で応急修理ができない者を対象とする。

- A 生活保護法の被保護者及び要保護者
- B 特定の資産のない失業者
- C 特定の資産のない母子・父子世帯

- D 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- E 特定の資産のない勤労者
- F 特定の資産のない小企業者
- G 上記に準ずる経済的弱者

イ 対象者の選定

被災者の資力、その他生活条件等を十分調査し、これに基づき、県が選定する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

2 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者（世帯単位）に対し応急仮設住宅を建設する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

(1) 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な次の調査を実施する場合、市はこれに協力する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における市民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直す。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

- A 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- B 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- C 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

イ 設置戸数

市は、前記(1)の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

ウ 規模・構造及び費用限度額

1戸当たりの面積及び費用限度額は、富山県災害救助法施行規則に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、必要に応じて高齢者・障害者のために老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造

及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

エ 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。

オ 建設工事

A 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

B 応急仮設住宅は、県知事が直接建設業者に請け負わせる方法で建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市が実施する。

C 応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。

カ 民間賃貸住宅借り上げによる供与

A 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、市長が委任を受けたときは、市が実施する。

B 県及び市は、民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

キ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(3) 入居者の選定等

ア 入居対象者の範囲

住家が全焼(焼)、流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもって住家を確保することができない者を対象とする。

A 生活保護法の被保護者及び要保護者

B 特定の資産のない失業者

C 特定の資産のない母子・父子世帯

D 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者

E 特定の資産のない勤労者

F 特定の資産のない小企業者

G 上記に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない。

イ 入居者の選定等

A 応急仮設住宅の入居者の選定は、市が県に協力してこれを行う。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が決定する。

B 選定にあたっては、身体障害者や高齢者等を優先する。

C 入居させる際は、入居対象者に対し応急仮設住宅の趣旨、遵守事項等について十分認識させ、応急仮設住宅使用貸借契約を締結する。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市が実施する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

3 障害物の除去

市は、災害により住家の居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物（災害によって運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者（世帯単位）に対し障害物の除去を実施する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。対象者については、「1 住宅の応急修理」に準ずる。

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんする。

- (1) 市営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

第37節 文教対策

教育部

大規模な災害により児童、生徒、教職員及び学校その他文教施設が被害を受けるなど、通常の教育を受けることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 文教対策**(1) 教育施設の確保**

市は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

- ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。
- イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ウ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図る。
- エ 教育施設が、避難所として開設されている施設については、避難住民、自治会等と十分な協議のうえ、教育施設の確保を図る。

(2) 教職員の確保

市は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

- ア 教職員は、原則として各学校（園）に参集する。ただし、交通途絶で通勤不能の教職員は、最寄りの学校（園）に参集する。
 - A 校（園）長は、学校（園）で掌握した参集教職員の人数等を市に報告する。
 - B 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校（園）において参集した教職員をもって授業が行える体制を整える。
 - C 市は、県と連絡を密にとり、必要な措置を講じる。
- イ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきず場合、市は、県との連携のもとに、学校（園）間等の教職員の応援を要請するとともに非常勤講師等の任用などを行う。

(3) 臨時休校（園）等の措置

施設の被害又は幼児・児童・生徒・教職員の被災の程度によっては、校（園）長と協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとる。また、臨時休校（園）等の対応策として夏休みの振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても適宜協議する。

2 学用品の給与

(1) 給与対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者

(2) 給与対象者の把握

市は、学校と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童・生徒数及び応急教育に必要な学用品等について、その種類、数量を把握する。

(3) 学用品の調達

ア 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

ウ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、市は同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

(4) 学用品の給与方法

ア 教科書は、学年別、使用教科別に給与対象名簿を作成して配分する。

イ 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

(5) 支給品目

ア 教科書及び教材

A 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

B 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

C ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、鉛筆、画用紙等）

ウ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

3 通学路の危険防止

学校（園）の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

4 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が被害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意する。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校による給食の援助について
- (4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策について
- (5) 感染症対策について
- (6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

5 文化財の保護

(1) 被災防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2) 被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに市に報告する。

(3) 応急対策

ア 文化財に火災等の災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ 国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図る。

ウ 市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第38節 義援金品の受付及び配分

企画総務部 民生部

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

1 義援金品の募集

市は、義援金品の募集について一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、市のホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ア 振込金融機関名、口座番号、口座名義等
- イ 受付窓口

(2) 義援物資

- ア 募集する物資リスト（募集以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。）
- イ 送り先（集積拠点、避難所等）

2 義援金品の受入れ及び保管

(1) 義援金

受付窓口を開設し、市が直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに、受入物資リストを作成する。受け入れた物資は、集積拠点等に輸送し、保管する。

3 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

市は、県から配分された義援金、市が直接受領した義援金等について、「義援金配分委員会」を設置し、配分率及び配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑な配分を行う。その際、県の義援金配分方針に従う。

(2) 義援物資の配分

- ア 避難所からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。
- イ 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効果的な配布を行う。
- ウ ボランティア等と連携し、必要物資を迅速に被災者に届ける。

第39節 応急公用負担

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市域内の私有の施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは市域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図る。

1 事前措置等

(災害対策基本法第59条)

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。
- (2) 警察署長又は海上保安部長は、市長から要求があったときは、事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 災害対策基本法に基づく応急公用負担

(災害対策基本法第64条・65条、71条)

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
 - ア 市域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。
 - ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
 - エ 市長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
- (2) 警察官、海上保安官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前(1)ア、イ、ウの市長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

3 応急公用負担の手続き等

(災害対策基本法第64条、同法施行令第24条―27条)

(1) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1(1)アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し当該処分等に係る必要事項を通知する。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示する。

(2) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1(1)イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等の返還のため、保管を始めた日から14日間、当該市又は警察署、海上保安部もしくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等の所有権は次のとおりとなる。

A 市長が保管する場合 市

B 警察署長が保管する場合 県

C 海上保安部長が保管する場合 国

D 自衛隊の部隊等の長が保管する場合 国

4 公用令書の交付

(災害対策基本法第81条)

市長は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書(様式4)を交付して行う。

5 損害補償、損失補償

(災害対策基本法第82条、84条)

(1) 損害補償

市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病に

かかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

市長は、施設・土地等の管理、使用、物資の収用など応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。